



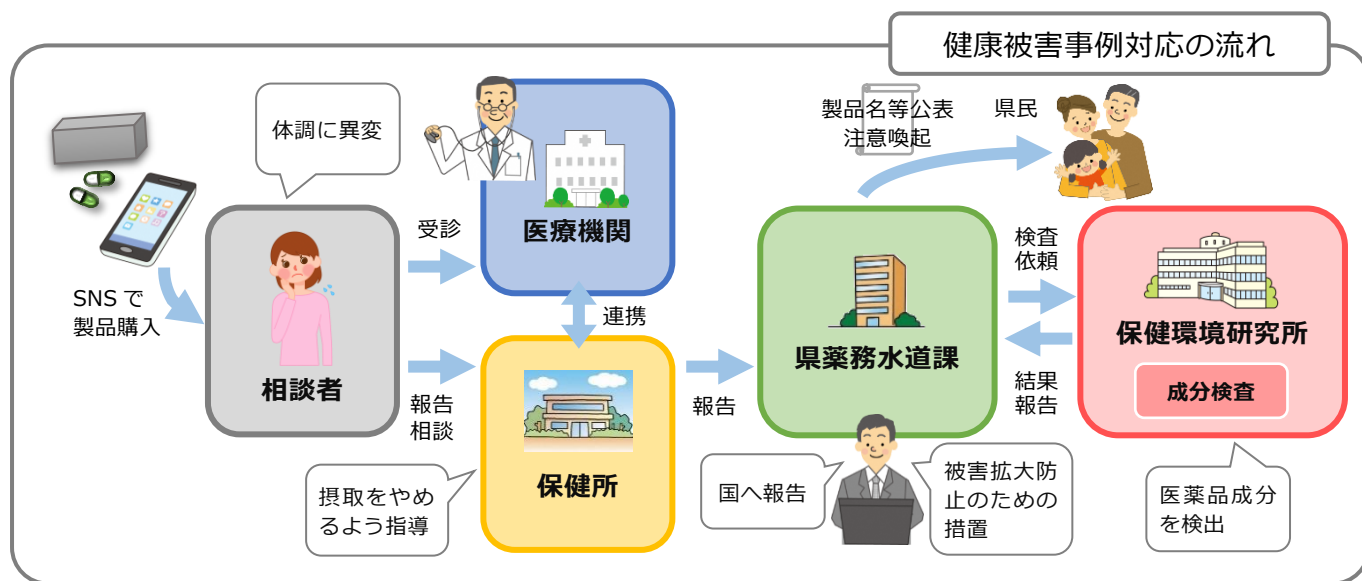
ぎふ保環研だより

健康食品から医薬品成分が検出されました

健康食品は、健康志向の高まりから広く利用されていますが、医薬品成分や医薬品類似成分を含有した製品も流通しており、それらを摂取したことが原因と疑われる健康被害事例が報告されています。医薬品成分を含有する製品を、厚生労働大臣の承認を受けずに製造販売することは禁止されています。

当県においても、昨年6月に「いわゆる健康食品」が原因と疑われる健康被害について、県内在住の方から保健所に相談がありました。相談者はソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じて購入した痩身効果を標ぼうする製品を摂取したところ、体調の異変を感じて、医療機関を受診したとのことでした。相談者には血圧上昇、動悸、口渇、脱力感、むかつき等の症状が認められました。摂取した製品は、2019年（平成31年）1月に米国食品医薬品局（FDA）が医薬品成分を含有する製品として注意喚起した製品と同一製品名でした。

実際に、相談者から提供を受けた製品について、当研究所で成分検査を実施したところ、カプセル内容物から医薬品成分のシブトラミンとフェノールフタレインが検出されました。



検出された成分のリスクは？

検出された成分の一つ、シブトラミンは、海外のごく一部の国において現在でも肥満症の治療薬として使用されていますが、日本では有害作用の懸念から医薬品として承認されていません。副作用として、血圧上昇、心拍数増加、頭痛、口渇、便秘、鼻炎等が知られている他、米国では心臓発作や脳卒中による死亡事例も報告されています。相談者の症状に表れた血圧上昇、動悸、口渇は、シブトラミンの副作用と一致していました。

もう一つの成分、フェノールフタレインは、pH指示薬として知られていますが、医薬品（下剤）として使用されたこともありましたが、しかしながら、発がん性等の恐れがあるため、現在は医薬品として使用されていません。

個人輸入、海外製品に注意！

近年は、インターネットを介してさまざまな製品が手に入ります。また、海外から直接製品を個人輸入することもできるようになっています。今回の事例の製品も、SNS を通じて購入された海外製のものでした。

ところが、健康食品を装って販売されている製品の中には、故意に医薬品成分を入れているものがあり、入っている薬の含有量や種類によっては、重大な健康被害を受ける恐れがあります。とくに個人輸入した製品や海外製品にそういった悪質なものが多いことが報告されています。



県内に流通する健康食品を検査しています

当研究所では、県薬務水道課が実施する「健康食品情報受発信・相談応需事業」に基づいて健康食品の試買調査（成分検査）を毎年行っています。県内のドラッグストア等で販売されている痩身効果を標ぼうする製品及び男性機能の増強又は回復を標ぼうする製品を対象として、30 項目程度の物質を測定しています。前述の事例においても、試買調査における検査体制を活かし、迅速に検査対応しました。

今後も、関係機関と連携して、健康食品による健康被害の未然防止と発生時の被害拡大防止のための迅速な対応に努めていきます。

（執筆担当：生活科学部）

新所長からのごあいさつ

当研究所は、「県民が健康で自然と共生して暮らせる環境を実現し、県民生活の向上に貢献する。」ことを基本目標としております。

皆様が日々生活するうえで不可欠な食品、飲料水、医薬品などの各種検査や研究を行うとともに、河川の水質や大気環境、また放射線量の測定などを行うことにより、県民の皆様の生活環境の向上を図っております。

とりわけ、今年は、新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査を行うことにより、感染の早期発見、感染拡大の防止に努めております。

今後も、職員一同、研さんに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

岐阜県保健環境研究所 所長 細井 紀也

編集・発行

岐阜県保健環境研究所

〒504-0838 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1
TEL : 058-380-2100 FAX : 058-371-5016
URL : <http://www.health.rd.pref.gifu.lg.jp/>



ホームページもご覧ください